

**確定版（公開用）**

第7期 第4回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第4回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成28年11月15日（火）午後6時30分から午後7時50分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	<p>（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長</p> <p>（委員）稲川委員、松本委員、植木委員、森委員、内山委員、岡田委員、板橋委員、戸部委員、小林委員</p> <p>（傍聴者）1名</p>
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次川口市総合計画について</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> </ul> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 席次表</p> <p>3 前回議事録の確定版</p> <p>4 第5次川口市総合計画書・概要版</p> <p>※3, 4は事前配付</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者1名に入室をしていただく。</p> <p>－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>定刻となったので開会する。本日の出席者は11名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。</p> <p>委員長</p>

それでは議事にしたがって進めたい。

前回はみなさんが日頃感じている課題や疑問などご意見を伺い、自治基本条例の評価をしたが、今回は、今後第5次川口市総合計画を素材に自治基本条例を評価するために、第5次川口市総合計画の説明を事務局からお願いしたい。

#### ○事務局から説明

##### 事務局

本日と次回の2回にわたって、本市の総合計画についてご説明させていただく。

まず今回は、計画策定の背景や総合計画の構造など、一般的なことも含めて「総合計画とは」ということについてご説明させていただく。

そして次回は、具体的な取り組みをご紹介して自治基本条例がどのように反映されているか、ご説明させていただきたいと考えている。

現在の第5次川口市総合計画は、平成26年度、27年度の2年間で策定し、今年の4月からスタートした。

一般的に総合計画とは、行政運営の総合的な指針となる計画であり、自治体の全ての計画の基本となる計画、つまり最上位計画である。

そして、都市づくりのビジョンを掲げて、行政と市民が共通の将来への目標に向かって都市づくりをするための計画である。

行政内部において、行政と市民において、また市民同士において、もし、それぞれが勝手に目標を掲げ様々な事業を始めたとしたら、どこかで計画同士が衝突を起こしてしまう可能性がある。また、無秩序な街ができあがってしまう可能性もある。財政状況が厳しいなか、どこに優先して予算を付けるべきかも不明である。

市民も行政も目指すべき目標を理解し、そこに向かって人材や物、お金を投入すれば、効率も成果も上がる。そのための総合計画である。

そして、その内容とは、住民票や戸籍の手続き、子育てや高齢者支援、学校や公民館、道路・橋りょう、災害、消防、都市基盤整備など、市の行政として行っている政策、事業を網羅した計画となっている。

したがって、この総合計画に基づいて福祉計画や教育計画などの各分野の個別計画が作られており、各個別計画においては、最上位計画である総合計画の主旨から外れることのないよう計画を立てる必要がある。

総合計画の位置づけや必要性を述べたが、そもそも、改正前の地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議

会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められていた。

つまり、それぞれの市町村は、基本構想という将来の目標を決めて、議会にも了解をもらったうえで行政を行わなければならない、ということである。

自治体が都市づくりのビジョンを明らかにすることは大切であり、また、必要なことであるため、自治法ではそれを担保するよう義務付けていた。この規定により基本構想が必ず策定され、総合計画の一部となっていた。

なお、地方自治法第2条第4項の定めは市町村のみであり、都道府県には基本構想、そして総合計画を定める必要はないが市町村と同様にほとんどが総合計画を定めている。埼玉県では埼玉県5か年計画として「安心・成長・自立自尊の埼玉へ」というものを総合計画に代わるものとして定めている。

では、なぜ、このような総合計画を各自治体で作る必要があったのか、その背景について、ご説明させていただく。

総合計画の起源は、戦前における先行的計画のまちづくりとしての都市計画制度や戦後における合併によるところがある。

昭和21年東京市区改正条例、大正8年旧都市計画法制定及びその改正等、都市計画制度は比較的早い時期から検討されていた。しかし、都市部の地域限定のものや、道路や下水道等の建設事業に力点を置いたものでもあった。

また、昭和の大合併における町村合併促進法による「町村の建設に関する計画」や、新市町村建設促進法による「新市町村建設計画」においても計画的なまちづくりが計られることとなった。

これらの経緯に加え、地方分権の推進、高齢化への対応、多様化する住民ニーズ、生活圏の広域化への対応、効率性の向上など、市町村における計画的まちづくりの必要性が高まったことなども、現在の総合計画策定の要因となったと考えられる。

これらの経緯があり、昭和44年の地方自治法改正により、先ほど述べた市町村の基本構想策定が義務付けされることとなった。

以来、この法律に基づいて各市町村において、基本構想を策定し、総合計画が作られてきた。しかし、平成23年に再び自治法が改正され、この基本構想の策定義務が撤廃された。

市町村の基本構想策定義務を定めた地方自治法第2条第4項を削除す

るもので、これにより、市町村の基本構想策定義務はなくなった。

そのため、市町村独自に総合計画を作るかどうかの方針を決め、議会での議決の必要性を判断する必要がある。

ビジョンや目標のない経営はありえないという考え方もある一方で、総合計画はもはや形骸化しているとの指摘もある。

いずれにしても、全ての計画の整合性をどこで図るのか、明確な目標をどのようにしてもつのかなど、多くの問題を解決する必要があると思う。

川口市では、この地方自治法第2条第4項に代わる基本構想策定の根拠として、平成27年4月から「川口市総合計画策定条例」が施行された。

この中には旧自治法と同様に基本構想を議決することが盛り込まれている。

法律上の義務はなくなったが、本市は総合計画とその理念である基本構想に重きをおいて、自ら条例を策定した。

総合計画の位置付けや背景についてご説明させていただいたが、ここで市長のマニフェストとの関係に触れておきたい。

マニフェストは、首長等が選挙の際に掲げる政治公約で、政策宣言などとも言われる。

総合計画は本市の施策すべてにわたる計画であり、よく総花的といわれるように幅が広くとらえどころがないイメージがあるのに対して、マニフェストでは具体的に示されていることが多く、首長の政治的リーダーシップで優先順位を判断し、効果性・効率性を検証するもので、任期中の市政運営に大きく影響する。

現在の奥ノ木市長は「政策宣言30」をマニフェストとして掲げて当選した。その内容は「人々の元気」、「産業の元気」、「くらしの元気」、「まちの元気」、「みんなの元気」、の5つの元気を柱として、任期の4年間で取り組むべき主な施策である。

例えば、「人々の元気」では「子育て保育環境の充実」という施策を掲げ、保育所等の待機児童解消をめざし民間保育園や小規模保育事業所等の施設整備を推進している。また、「産業の元気」では、「商店会や地場産業の活性化」という施策を掲げ、プレミアム商品券発行事業の推進や、資産品フェアの開催により、地域経済の活性化を促進するなど、30項目それぞれについて推進しているところである。

このように、マニフェストは選挙で選ばれた首長が掲げたものであり、いわば市民の投票結果である。そうした点からも尊重されるべきであり、

また、当選した首長の責務として、当然、遂行されていく。

しかし、一方で総合計画は自治体の中・長期を見据えた、都市づくりのビジョンであり、何より、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想が、市民の代表である議会において議決されている。

したがって、首長の任期を超えて、また、途中で首長が交代したとしても、最上位計画としてあらゆる施策の整合性を図っていかねばならない。

とはいうものの、今回の第5次計画のように、取り巻く環境や社会情勢の大きな変化等により、新たな計画策定の必要が生じる場合もある。

いずれにしても、総合計画との調整を図りながら、首長が掲げたマニフェストを推進していくことが、行政運営の重要な課題と言えらると思う。

次に、総合計画の構造についてご説明させていただく。計画書の20ページをご覧ください。

基本構想、その下に基本計画、さらにその下に実施計画がある。多くの自治体の総合計画が、この3層構造をとっている。

その3層構造の内容について、基本構想は、計画期間における自治体のめざす将来像と将来の目標を明らかにしたもの、施策の大綱となるものである。

続いて、基本計画は、基本構想を実現するために必要な基本的な施策とその目標を体系的に明らかにしたもの。

最後に、実施計画は、基本計画に基づいて、具体的な事業内容や実施時期、その目標を明らかにしたものである。

計画期間は法でも特に定めがなかったことから、各自治体まちまちで10年間、12年間など各自治体の考えによって異なる。

現代社会は日々刻々と変化しており、計画期間が長すぎるとは、今後起こるであろう社会現象についていけず、かといって短い期間では先を見通した施策ができなく目先の場当たりの施策となってしまう可能性がある。

それぞれメリットデメリットを考えて計画期間を定める必要がある。

第4次総合計画は12年間の計画だったので、6年で基本計画を、3年で実施計画を見直すものであった。

そして、第5次総合計画では近年の社会情勢の変化の早さに適応し、様々な市民ニーズなどに対応するため、計画期間を10年とした。したがって、基本計画は5年で見直し、実施計画は3年先を見据えながら、毎年見直しを行うこととした。

それでは、まず3層構造のうちの基本構想についてご説明したい。

20ページにあるとおり、基本構想は1の目的と、2の構成と期間、3の基本理念、そして4の将来の姿を定めている。

はじめに目的について説明させていただく。本市は昭和50年の「川口市総合計画」以来、途切れることなく総合計画を策定し、市勢の発展や市民生活の充実・向上に努めてきた。その間、社会情勢は様々に変化してきたが、特に本市では平成23年に鳩ヶ谷と合併し、また、平成30年に中核市移行を目指すことを表明したことなどを受け、第4次計画の計画期間中ではあったが、第5次計画を策定することとなった。

その目的として、こうした市内外の変化に敏感に対応し、限られた資源を効果的・効率的に活用して多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、また、その将来の姿を実現するまちづくりの指針であることを記述している。

続いて構成と期間について説明させていただく。先ほども申したとおり、基本構想の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間、基本計画は前期・後期各5年間、実施計画は3年先を見据えて毎年見直しを行う。

続いて基本理念について説明させていただく。はじめに書いてあるが、自治基本条例の主旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3つをこれからのまちづくりの根幹となる考え方として掲げている。

計画書の22ページには、将来の姿について、将来都市像と6つのめざす姿を掲げている。

はじめに将来都市像であるが、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」

これは本市の代名詞ともいえる、鋳物と植木から造形の自由度すなわち「しなやかさ」と、生命力の象徴としての「たくましき」を汲み取り、時代の変化や多様化する市民ニーズへの柔軟な対応と、困難な課題にも力強く臨む姿勢に、その想いを込めたものとなっている。

次に6つのめざす姿であるが、こちらは次の基本計画でご説明させていただきたいと思う。

基本計画について、計画書の26ページをご覧ください。

はじめに基本計画総論として、基本計画の考え方や構成を載せている。

まず基本計画の主旨であるが、基本計画は基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現のための基本的かつ重要な施策という位置づけとなっていることや、中核市への移行や鳩ヶ谷との合併を踏まえた策定の経緯などを説明しているほか、「人口と世帯数の推計」、「土地利

用構想」、「地域別計画」について説明している。

「人口と世帯数の推計」では平成52年までの推計を記載しており、平成32年には本市の人口は概ね60万人になり、それ以降は少しずつ減少し、平成52年には57万4千人になると推計している。

また、「土地利用構想」では限られた資源である土地の利用にあたっては、本市の発展の方向性を見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら、総合的かつ計画的に進める必要があることを記載している。

例えばゾーニングとして、南部・西部では、密集市街地において災害からの安全性を確保し、産業と住宅が調和した魅力的で活気ある都市の形成をめざし、北部と東部では農地や自然を保全し、環境にやさしく、快適に暮らせる持続可能な都市をめざしている。

また、拠点形成として鉄道駅周辺には商業施設などの集積による生活拠点、また、貴重な水と緑の自然資源を活かしたレクリエーション拠点、そして伝統産業を継承・発展させ、さらに映像・情報といった新産業の展開を支える産業の拠点の形成をめざしている。

そして、荒川や芝川といった河川・水辺環境の整備・保全を図り、見沼んぼや安行台地といった緑の資源を活かした憩いの場を整備・創出していく。

続いて施策・単位施策の一覧について30ページをご覧いただきたい。

先ほどご説明したとおり基本構想で定めた6つのめざす姿を達成するために、それぞれ関連する重要な施策を定める。一番はじめのめざす姿Ⅰの全ての人にやさしい“生涯安心なまち”でいうと4つの施策を定めている。そして、さらにその施策を元に行政が取り組む内容を、「単位施策」としてまとめており、施策の1「健康を育むまちづくり」でいうと、3つの単位施策を定めている。

それでは、33ページをご覧いただき、めざす姿ごとにご説明させていただきます。

Ⅰの「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」であるが、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、地域社会における支え合いが大切であり、地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策の推進、医療体制の充実を図り、市民、地域、行政が互いに支え合う環境を整えることで、全ての人が健康で安心して暮らせるまちをめざす、という内容になっている。

次に34ページをご覧いただき、施策の1「健康を育むまちづくり」をご説明させていただきます。この後の各ページに共通する、見開き2ページずつの各施策の構成と併せてご説明させていただきます。

まず、一番上に施策名を記述している。ここでは、施策の1「健康を育むまちづくり」となる。

その下に基本方針とあるが、この施策の取り組みの方向性を示すものを記述している。ここでは、「市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりと疾病予防を促し、それを支える保健・医療体制を充実させることで市民の“健康寿命”を伸ばす。」としている。

右のページの目標指標はこの施策の進捗状況を管理するための、計測可能な目標を設定している。

1つめは、23すべての施策をとおし、市民意識調査を用いた統一的な目標指標を設定しており、そのほかに、施策全体の進捗を測るもの、または、進捗状況を図る1つの目安になるものを設定している。

1つめの、すべての施策に共通した目標指標であるが、各施策の推進が図られていると感じている市民の割合を、毎年実施している市民意識調査の中で、その傾向を把握し、その数値を伸ばすことを、目標指標の1つとしている。

この施策では、「川口市は保険・医療体制が充実し、健康に暮らせるまちだと感じるか」という質問になる。

このほかに、施策全体の進捗を測るものとして、「川口市民の65歳健康寿命」を目標指標として定めている。

続いて、左のページのキーワードは、その横に記載している主な背景事象や、右のページの単位施策と主な取り組みに関連のある事項を、ワードで掲載している。

ここでは、「各種健康診査や検診の受診率の向上」や「医療体制の充実」、「高齢者の増加」といったワードとなる。

隣の主な背景事象は、本市が施策を講じる上で大切な背景や現状、課題などを整理したものである。ここでは「一次予防としての生活習慣の改善による病気の発症の抑制や、二次予防としての各種健康診査や検診による早期発見・早期治療といった予防医療の重要性が高まっている」ことや、「多くの医療機関が存在し、医療へのアクセスの良さは強みといえるものの、市民の健康意識の多様化に伴い、さまざまな医療体制の充実が求められている」こと、また、「今後ますます高齢者の増加が見込まれ、医療保険制度の充実が求められている」といった内容を記載している。

これらを踏まえ、右の単位施策と主な取り組みでは、本市が取り組むべき内容を記載している。ここでは、「保健・予防活動の推進」、「医療体制の充実」、「医療保険制度の充実」の3つを定めている。



このような構成で23の施策すべてについて、見開き2ページでまとめている。

36ページをご覧いただきたい。

施策2「健やかな子育て・子育て環境づくり」では、基本方針を「健やかな子どもの成長を支え、子育て・子育てといえば川口市と言われるような、安心して楽しい子育て・子育て環境を整える。」としている。

これに対する取り組みとして、「子育て支援の充実」、「保育環境の充実」、「児童の健全な育成」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として、右上に統一の指標のほか、「保育所等の待機児童数」を掲げている。

施策3「高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり」では、基本方針を「急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。」としている。

これに対する取り組みとして、「高齢者福祉の充実」、「介護事業の充実」、「社会参加の場と機会の充実」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「要介護認定を受けている高齢者の割合」と「生活機能が低下した高齢者の介護予防教室の参加者数」の2つの指標を掲げている。

施策4「誰もが安心して生活できる環境づくり」では、基本方針を「子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整える。」としている。

これに対する取り組みとして、「誰もが安心して生活できる仕組みや環境づくり」、「障害者を支える仕組みづくりの推進」、「低所得者の生活安定への支援」、「環境衛生の充実」の4つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「障害者相談支援センターの相談件数」を掲げている。

次に、めざす姿Ⅱの「子どもから大人まで“個々が輝くまち”」であるが、学校教育の場においては「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくる中で、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさこそなえた人材を育てる教育都市をめざすこと、また、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対して支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくり、これらの市民活動の成果が、まちの活力に反映するような機会を作っていくことが重要だとし、お互

いが尊重・理解し合う環境づくりが欠かせない、という内容となっている。

施策の1「子どもがのびのび学べる環境づくり」では、基本方針を「子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望をもち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざす。」としている。

これに対する取り組みとして、「幼稚園・小学校・中学校教育の充実」、「高等学校教育の充実」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「埼玉県学力・学習状況調査結果の伸び」と「新体力テストの達成度」の2つの指標を掲げている。

施策の2「子どもの成長をサポートする基盤づくり」では、基本方針を「学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。」としている。

これに対する取り組みとして、「学校の教育力向上」、「地域の教育力・健全育成活動の充実」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「不登校児童・生徒の割合」と「愛のひと声・あいさつ運動の実施団体の割合」の2つの指標を掲げている。

施策3の「市民が自己実現を目指せる環境づくり」では、基本方針を「自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を延ばす環境をつくる。」としている。

これに対する取り組みとして、「生涯学習活動の支援」、「スポーツ・レクリエーション活動の支援」、「文化芸術活動の支援」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「生涯学習施設の利用者数」を掲げている。

施策4の「互いに尊重・理解し合う環境づくり」では、基本方針を「さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざす。」としている。

これに対する取り組みとして、「人権を尊重した社会づくり」、「男女共同参画を進める意識・環境づくり」、「国際理解・交流の推進」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「各種審議会・委員会への女性の登用率」と「多文化共生関連事業の参加者数」の2つの指標を掲げている。

次に、めざす姿Ⅲの「産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」であるが、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、以前よりも多様な考え方を持つ者同士が関わり合う機会が増えている一方で、IT化の進展により、コミュニケーションが直接的なものだけによらない現代においては、今まで以上に一人ひとりが自分と他者との違いを認識し、互いにその違いを理解したうえで相手を尊重し、共生していくことが求められる、という内容となっている。

施策の1「地域経済基盤づくり」では、基本方針を「企業の経営基盤の強化を支援し、さらに市産品のブランド化や販売促進に力を注ぐことで市内産業の競争力を強化するとともに、経済活動を活発化する。」としている。

これに対する取り組みとして、「企業経営の強化支援」、「就労環境の向上」、「企業間連携の支援」、「担い手の育成と技術の振興」の4つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「市内事業所の従業者数」と「市内総生産額」の2つの指標を掲げている。

施策の2「活力ある工業の振興」では、基本方針を「高い技術力を活用した製品の高付加価値化や積極的なPRといった差別化を図る活動を支援し、ものづくり産業の振興を図る。」としている。

これに対する取り組みとして、「ものづくり産業のさらなる振興」、「企業立地及び業務拡張等の支援」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「従業者数（製造業）」と「生産品出荷額」の2つの指標を掲げている。

施策の3「活力ある商業の振興」では、基本方針を「人々が買い物を楽しめる商業環境づくりと、地域に密着した商店街の魅力づくりを支援し、商業の振興を図る。」としている。

これに対する取り組みとして、「にぎわいある商業活動の振興」という単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「従業者数（卸売業、小売業）」と「年間商品販売額」の2つの指標を掲げている。

施策の4「魅力ある農業の振興」では、基本方針を「歴史と伝統を誇る花き・植木や野菜といった本市の農産物（生産地）のブランド力向上

と販路拡大を図るとともに、首都圏で貴重な農地を保全する仕組みを作ることで、都市農業の振興につなげていく。」としている。

これに対する取り組みとして、「都市農業の振興」、「都市農地の保全」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「市内総生産額（農業）」、「市民農園区画数」の2つの指標を掲げている。

施策の5「地域資源の活用」では、基本方針を「本市が持つ多種多様な魅力と誇りを育み、市内外に発信していくことで、多くの交流や活動を生み出し、まちを元気にしていく。」としている。

これに対する取り組みとして、「地域資源を活用したシティプロモーションの実施」、「歴史的資源の保護と活用」、「SKIPシティを活用した地域の活性化」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「記者会見・記者発表・資料提供件数」と「1110city.comのページビュー月平均件数」の2つの指標を掲げている。

次に、めざす姿Ⅳの「都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”」であるが、都市的営みの充実と自然環境の保全は、両立の難しい課題ではあるが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざす、という内容となっている。

施策の1「豊かな水と緑に親しめる空間の創出」では、基本方針を「本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間を創出する。」としている。

これに対する取り組みとして、「水辺環境の整備」、「緑地環境の整備」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「親水護岸の整備延長」、「保全すべき緑地の確保」の2つの指標を掲げている。

施策の2「環境の保全と創造」では、基本方針を「市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境をめざす。」としている。

これに対する取り組みとして、「生活環境の保全」、「地球環境の保全」の2つの指標を掲げている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「地域の温室効果ガスの排出量」を掲げている。

施策の3「廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」では、基本方針を「廃棄物の発生抑制や適切な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進する。」としている。

これに対する取り組みとして、「廃棄物の減量化・再資源化」、「廃棄物の適正処理の推進」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「1人1日あたりの廃棄物排出量」を掲げている。

次に、めざす姿Vの「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」であるが、本市は、魅力や課題の異なる地域から成り立っており、その特性に対応した計画的な土地利用の推進を図り、インフラについては市内全域で均衡ある発展をめざし、誰もが快適に過ごせる環境を整備するという内容になっている。

施策の1「住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」では、基本方針を「適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境にやさしく災害に強い、機能的で、誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能な都市の形成をめざす。」としている。これに対する取り組みとして、「計画的な土地利用の推進」、「市街地整備の推進」、「美しくうるおいのある景観形成の推進」、「鉄道駅周辺整備の推進」、「良好な住環境の整備」の5つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「土地区画整理事業の進捗率」を掲げている。

施策の2「安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備」では、基本方針を「交通の安全を確保するとともに、誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する交通環境を整備する。」としている。

これに対する取り組みとして、「道路などの整備の推進」、「公共交通機能の充実」、「交通安全対策の充実」の3つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「コミュニティバスの利用者数」と「交通事故発生件数」の2つの指標を掲げている。

施策の3「安全・安心な上下水道サービスの提供」では、基本方針を「災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境をつくるとともに、安全な水道水の提供と、公共用水域の水質保全を推進する。」と

している。

これに対する取り組みとして、「水道水の水質の保全・向上」、「水道水の安定供給」、「水道事業の経営基盤の強化」、「公共下水道の普及・機能向上」、「下水道事業の経営の健全化」の5つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「水道水の有収率」配水管網の耐震化率（①管路全体 ②基幹管路）「下水道処理人口普及率」の3つの指標を掲げている。

施策の4「さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」では、基本方針を「あらゆる危機から市民の生命と財産を守るため、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくる。」としている。

これに対する取り組みとして、「防災対策の充実」、「治水・浸水対策の推進」、「防犯対策の充実」、「消防・救急・救助体制の充実」、「危機管理への庁内体制の充実・強化」の5つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「防災訓練参加者数」、「刑法犯認知件数」、「出火率」の3つの指標を掲げている。

次に、めざす姿Ⅵの「市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”」であるが、本市は、自治の権限を拡大し、自らのまちの課題は自ら解決する体制づくりを進めていることから、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進める。

さらに、人材の育成や公共施設の適正化を図り、歳出の適正化と歳入の確保に努めるなど、限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざすという内容になっている。

施策の1「市民が元気に活動するための環境づくり」では、基本方針を「市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざす。」としている。

これに対する取り組みとして、「地縁活動（町会・自治会など）の支援」、「市民活動（NPO・ボランティアなど）の支援」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「町会・自治会加入率」と「NPO法人・ボランティア団体数」の2つの指標を掲げている。

施策の2「市民と行政の相互協力」では、基本方針を「市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざす。」としている。

これに対する取り組みとして、「市民参加の環境づくり」、「広報広聴活動の充実」の2つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「市の附属機関等の公募委員の応募倍率」を掲げている。

施策の3「行政経営の基盤強化」では、基本方針を「行政資源を適切に管理運営し、効果的かつ効率的な行財政運営を進める。」としている。

これに対する取り組みとして、「人材の育成と組織の最適化」、「財政基盤の強化」、「公共施設の適正化」、「情報化の推進」の4つの単位施策を定めている。

そして、この施策の進捗を図る目標指標として統一の指標のほか、「経常収支比率」「市税収納率（現年度分・滞納繰越分）」と「国保税収納率（現年度分）」の3つの指標を掲げている。

以上が基本計画の説明となる。

続いて、90ページをご覧いただきたい。最初にご説明したとおり、それぞれのめざす姿に関連する個別計画の一覧を掲載している。例えば最初の「全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」であれば、保健や子育て、福祉といった内容となるので、川口市健康・生きがいつくり計画や川口市食育推進計画、川口市子ども・子育て支援事業計画など、その内容に関連した個別計画となっている。

続いて、94ページをご覧いただきたい。ここからは地域別計画となる。

地域別計画は、本市の10の地域・・・中央、横曽根、青木といった地域ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に沿った取り組みを実施していく。

この10の地域には歴史的な経緯があり、本市は数度の合併を繰り返してきたが、現在でも合併の旧行政区域を地域としてとらえている。各地域は、それぞれ特色ある歴史や地勢を有し特徴や課題もさまざまであり、この地域ごとにまちづくりの方針を示すために地域別計画を定めた。

地域別計画は、先程ご説明した基本計画各論の各施策を地域の視点からとらえなおしたものである。それぞれの地域特性を踏まえて課題を整理し、基本計画各論の内容から、その地域で特に必要となる取り組みを示した。

地域ごとの構成をご説明したいので96ページをご覧いただきたい。

こちらは中央地域であるが、「地域の方向性」では、「ものづくり産業の伝統と宿場町としての歴史を大切にしつつ、経済や文化を中心とする都市機能のさらなる充実を図り、利便性が高く活気あふれるまちをめざす」という取り組みの方向性を示している。

次に「地域のポイント」では立地する施設や産業・芸術・文化などの特徴、地域の地勢・課題などを抽出している。

次に「地域の現況」と「主な取り組み」では、基本計画各論の「主な背景事象」と「主な単位施策と取り組み」で記述している内容を、地域の視点で捉えた内容を記載している。

そして「人口の推移と推計」では、平成17年度からの人口の推移と、基本計画総論で推計した、本市の人口推計に準じて算出した、地域ごとの推計結果を記載している。

この構成で、このほかの9地域についても地域別計画を定めている。

以上が総合計画の概要となるが、本日は主に基本計画までのご説明となる。実際には、基本計画の下に3層構造の実施計画があり、それぞれ予算付けられた887事業からなっている。

これまで、あまり具体的な話がなかったので、ここで予算的なことにも触れておきたいと思う。

まず、本市の平成28年度当初予算であるが、前年対比約100億円増の1,862億円で、過去最大の予算編成となっている。これはご案内のとおり3大プロジェクトをはじめとする主要事業の推進などによるもので、歳入確保に努め、健全財政に努力しながら積極的な予算編成となっている。

では、そのうちの主要な事業についてご紹介したいと思う。

はじめに歳入では、税収等の確保に努力し、今年度当初で前年度対比約33億円増の1,015億円となっている。

歳出であるが、「3大プロジェクト」については、新庁舎建設事業が実施設計と市民会館の解体で約7億6千万円、新市立高等学校建設事業が校舎棟の建設で約30億9千万円、火葬施設・歴史自然公園整備事業が火葬施設等の建設工事や、歴史自然公園の仮称歴史自然資料館および仮称地域物産館の建設工事等に約27億4千万円と、3大プロジェクト総額で約66億となっている。

続いて、主要事業のうち「地域経済の強化・好循環の創出」の関連予算として、川口市産品フェア2016の開催で4,500万円、外国人技能実習生宿泊施設整備補助事業で2億1千万円、その他にも市内産業支援策として7,895万円を計上している。



続いて、「選ばれるまちの実現」の関連予算として、防犯カメラや防犯パトロール車両配備といった防犯対策事業で4,095万円、私立幼稚園児家庭への就園奨励費補助金などの子育て支援事業で4億3,580万円、そのほか「選ばれるまち」関連施策としてドッグラン・バーベキュー場整備事業4,980万円などを計上している。

そのほかにも、今年度新規に着手、また完成予定の保育所や公民館などの施設整備や、区画整理事業、橋りょう耐震補強といった「公共施設・都市基盤等の拡充・強化」の関連、また、小中学校のエアコン設置やトイレ様式化、旧児童文化センター解体といった「市民生活を支えるその他の施策」の関連予算などを計上している。

本日のご説明は以上となる。

なお、本日は総合計画全体についてご説明させていただいたが、次回は具体的な取り組みをご紹介して、自治基本条例の条文の主旨がどのような事業などに反映されているかというご説明をさせていただきたいと思う。

先程ご説明した3層構造で言うと、実施計画の内容に当たる事業レベルとなる。

例えば、自治基本条例第7条の「市民の市政参加に関する権利」の中に、“市政運営に対して自ら意見を表明し市政に参加する権利を有する”とうたわれているが、これに対しては、市民からの意見聴取の方法としてパブリックコメントについて、また、同じく第7条の“市政の運営に関する情報を知る権利を有すること”に対しては行政からの情報提供の方法として情報公開制度についてなど、さまざまな制度の内容や実施状況などをご説明し、自治基本条例の主旨がどのような事業にどのように反映されて、市政運営が行われているのかご説明させていただきたいと思う。

#### 委員長

総合計画に地域別計画を立てているのは川口市の特性である。数値目標は一概に反映できるものではないが、一つの指標として設定されている。

ただいまの説明について、何か質問や意見があればお願いしたい。

#### 委員

自治基本条例と総合計画の位置関係、係わり合いはあるのか。

事務局

自治体によって多少異なるかもしれないが、川口市では、自治基本条例の主旨を、最大限尊重すべき理念として総合計画に反映させている。

委員長

総合計画は国にはなく、市町村の特徴である。本日は総合計画の概要を説明していただいた。次回は総合計画の事務事業の説明をお願いしたい。

事務局

事務事業全てを説明するのではなく、自治基本条例に関連する事務事業の資料作成と説明を行いたいと思う。

委員長

本日の議事については以上で良いか。

－ 委員了承 －

委員長

それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。

事務局（企画経営課長）

事務局から次回の日程について、事務連絡をしたい。

今回は、年が変わった平成29年2月23日（木）、キュポ・ラム4階会議室3号、午後6時半からを予定している。

事務局からは以上である。

委員長

それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。

－ 委員からなしの声 －

委員長

それでは本日は以上で閉会とする。

■ 閉会（午後7時50分）

	以上
次回日程	平成29年2月23日(木) 場所は キュポ・ラM4階 会議室2・3号